

木更津市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、木更津市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 市長は、総合教育会議の開催日時、場所、会議に付議すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

(会議)

第3条 会議は法第1条の4第2項で規定する構成員のうち、市長及び教育長の出席がなければ開くことはできない。

(議長)

第4条 総合教育会議の会議は、市長がその議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、議長は会議の進行を指名する者に行わせることができる。

(会議の非公開)

第5条 次に掲げる場合であって、市長及び教育委員会が会議を非公開とすることに合意したときは、法第1条の4第6項ただし書きの規定により当該会議を公開しないものとする。

- (1) 木更津市情報公開条例（平成12年条例第4号）第7条に規定する非開示情報が含まれる事項について協議又は調整を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(議事録)

第6条 法第1条の4第7項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者氏名
- (5) 議題及び公開又は非公開の別

- (6) 非公開の場合の理由
- (7) 公開した場合の傍聴人の数
- (8) 発言内容
- (9) 前各号に掲げるもののほか、総合教育会議が必要と認める事項

2 市長は、議事録を作成したときは、遅滞なくこれをインターネットを利用する方法により公表するものとする。

(事務局)

第7条 総合教育会議の事務局は、総務部総務課に置く。

(説明員)

第8条 総合教育会議には、木更津市教育委員会の事務局の職員を説明員として会議に同席させることができる。

2 市長は、必要に応じてその他職員又は学識経験者を出席させることができる。

(定めのない事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月12日から施行する。